干潟海域の保全等に関する法律案要綱

#### 第一 目的

この法律は、特別な自然条件を有する干潟海域が他の自然環境では代替することが困難な多面にわたる機能を有し、自然環境の保全等に重要な役割を担っているものであるとともに、豊かな国民生活を実現する上で欠くことができないものであることにかんがみ、干潟海域の保全等を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とすること。 (第一条関係)

## 第二 定義

- 一 この法律において「干潟」とは、潮汐により海底が露出と水没を繰り返す海域であって泥、砂又はれきからなるほぼ平坦な海底を有するものをいうこと。
- 二 この法律において「干潟海域」とは、干潟及び当該干潟に接する海域であって最低潮時における水深が政令で定める深さを超えない海域をいうこと。
- 三 この法律において「干潟海域の多面的機能」とは、多様な生物の生息又は生育による生物の多様性の 確保、有機物の分解等による水質の浄化、有機物の生産による海洋生物資源その他の生物資源の確保等

の干潟海域の有する他の自然環境では代替することが困難な多面にわたる機能をいうこと。

四 この法律において「干潟海域の復元」とは、過去に干潟海域であった区域であって政令で定める要件に該当する区域を干潟海域の多面的機能を有する干潟海域とし、又は干潟海域について干潟海域の多面的機能を回復させることをいうこと。

(第二条関係)

## 第三 基本理念

- 一 干潟海域が極めて軽微な形質の変更によっても干潟海域の多面的機能が損なわれるおそれがあること及び埋立て等により干潟海域が著しく減少している状況にかんがみ、現存する干潟海域については、できる限り保全されなければならないこと。
- 二 干潟海域の保全は、干潟海域の自然条件及び生態系が特に微妙な均衡を保つことによって成り立っていることにかんがみ、干潟海域を構成する諸要素及び干潟海域に生息又は生育する生物を全体として保全することにより、干潟海域の多面的機能が十分に発揮されることを旨として行われなければならないこと。

三 干潟海域の保全等は、地域住民、特定非営利活動法人、干潟海域の特性及び現状について学識経験を 有する者その他国民の意見が広く反映されることを旨として行われなければならないこと。

(第三条関係)

## 第四 国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、第三の基本理念にのっとり、干潟海域の保全等に関する国際的な動向を踏まえ、 干潟海域の保全等が適切に図られるように努めなければならないこと。 (第四条関係)

#### 第五 基本方針

- 一 環境大臣は、干潟海域の保全等を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならないこと。
- 二 基本方針においては、干潟海域の保全に関する基本構想、干潟海域保全区域の指定に関する基本的な事項、保全計画の策定及びその実施に関する基本的な事項、干潟海域の活用に関する基本的な事項、干潟海域の復元に関する基本的な事項その他干潟海域の保全等に関する重要事項について定めるものとすること。

三 環境大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、中央環境審議会の意見を聴くとともに、 公聴会を開き、広く一般の意見を聴かなければならないこと。

(第五条関係)

# 第六 干潟海域保全区域の指定

- 一 環境大臣は、次の要件のいずれかに該当する干潟海域であって干潟海域の多面的機能が確保されるようその保全を図る必要があるもの(これと一体として保全する必要がある区域として政令で定める要件に該当する区域を含む。)を干潟海域保全区域として指定するものとすること。
  - 1 水質の浄化機能に優れ、又は生物の生息若しくは生育に適した場所として相当規模の面積を有すること。
  - 2 多様な種で構成される生物相を有していること。
  - 3 種の存続に支障を来している生物又はその海域に固有の生物が生息し、又は生育していること。
  - 4 特定の生物の相当規模の個体群が存すること。
  - 5 産卵地、採餌地その他生物の生息又は生育にとって重要な場所であること。

- 二 原生自然環境保全地域の区域は、干潟海域保全区域の区域に含まれないものとすること。
- 三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に一の指定をすべき干潟海域があると認めるときは、環境大臣に対し、当該指定をすべき旨を申し出ることができること。
- 四 住民は、都道府県知事に対し、三の申出をするよう申し出ることができること。
- 五 環境大臣は、干潟海域保全区域の指定をしようとするときは、あらかじめ、中央環境審議会並びに関係行政機関の長及び関係都道府県知事の意見を聴くとともに、公聴会を開き、広く一般の意見を聴かなければならないこと。

(第六条関係)

#### 第七 行為の制限

干潟海域保全区域内においては、次の行為をしてはならないこと。ただし、都道府県知事が人の生命若しくは身体の安全の確保のためその他公益性が特に高い事由として政令で定める事由により特に必要と認めて許可した場合又は非常災害のために必要な応急措置として行う場合は、この限りでないこと。

一 海面を埋め立て、又は干拓すること。

- 二 海底を掘削し、又はしゅんせつすること。
- 三 干潟海域の保全に支障を及ぼすおそれのあるものとして政令で定める工作物を新築し、改築し、又は 増築すること。

(第七条関係)

## 第八 自動車又は船舶の乗入れ等の禁止

何人も、干潟海域保全区域(都道府県知事が干潟海域の保全に支障がないと認めて指定した区域を除く。)内において、みだりに自動車又は船舶の乗入れその他干潟海域の多面的機能を損なうおそれのある 行為として政令で定める行為をしてはならないこと。 (第十条関係)

## 第九 干潟海域の保全に支障が生じていると認められる事業に対する措置

都道府県知事は、事業活動により当該都道府県の区域内の干潟海域保全区域における干潟海域の保全に 支障が生じていると認めるときは、当該事業活動を行う者に対し、干潟海域の保全のために必要な措置を 講ずるよう勧告することができること。 (第十一条関係)

# 第十 条例による規制

都道府県は、第七から第九までのほか、条例で、当該都道府県の区域内の干潟海域保全区域内における 行為について必要な規制をすることができること。 (第十二条関係)

# 第十一 保全計画

- 一 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の干潟海域保全区域について、必要があると認めるときは、 干潟海域保全区域の保全に関する計画(以下「保全計画」という。)を定めることができること。
- 二 保全計画においては、干潟海域保全区域の現状の調査に関する事項、干潟海域の保全及び干潟海域の 多面的機能の維持のための研究に関する事項、干潟海域の保全及び干潟海域の多面的機能の維持のため の措置に関する事項並びに干潟海域の保全に資する干潟海域の活用に関する事項のうち必要なものを定 めるものとすること。
- 三 都道府県知事は、保全計画を定めようとするときは、あらかじめ、その案について第二十の協議会に おいて十分に協議するとともに、その協議の結果に基づいて作成しなければならないこと。

(第十三条関係)

## 第十二 保全事業の執行

干潟海域保全区域に関する保全事業(保全計画に基づいて執行する事業をいう。)は、都道府県が執行すること。 (第十四条関係)

# 第十三 国立公園及び自然環境保全地域の区域内の干潟海域保全区域の特例

- 一 国立公園及び自然環境保全地域の区域内の干潟海域保全区域における第七から第十二までの適用については、「都道府県知事」とあるのは「環境大臣」とし、第十は適用しないとすること等国立公園及び自然環境保全地域の区域内の干潟海域保全区域の特例を設けること。
- 二1 国立公園又は自然環境保全地域の区域内の干潟海域保全区域内において、第七の一から三までの行為以外の行為であって干潟海域の保全に支障を及ぼすおそれのあるものとして政令で定める行為をしようとする者は、環境大臣に対し、行為の種類及び場所その他環境省令で定める事項を届け出なければならないこと。
  - 2 環境大臣は、1の届出があった場合において、当該干潟海域保全区域における干潟海域の保全のために必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、その届出があった日から起算して三十日以内に限り、当該干潟海域の保全のために必要な限度において、その届出に係る行為を禁止し、若

しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができること。

(第十六条及び第十七条関係)

## 第十四 国定公園の区域内の干潟海域保全区域の特例

国定公園の区域内の干潟海域保全区域における保全計画は、第十一にかかわらず、環境大臣が関係都道府県知事の意見を聴いて定めることができること。 (第十九条関係)

#### 第十五 損失の補償

国又は都道府県は、第七の許可を得ることができないため、第十の条例の規定による処分を受けたため、 又は第十三の二の2による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償すること。 (第二十三条関係)

## 第十六 買取り請求

干潟海域保全区域内の土地の所有者は、干潟海域保全区域に指定されたことによりその土地の利用に著 しい支障を来すこととなるときは、国又は都道府県に対し当該土地の買取りを請求することができること。 (第二十五条関係)

#### 第十七 租税の減免措置

干潟海域保全区域の土地に係る国税及び地方税については、租税特別措置法及び地方税法で定めるところにより、減免の措置を講ずるものとすること。 (第二十六条関係)

# 第十八 復元計画

- 一 環境大臣は、基本方針に基づき、国際的又は全国的な見地から、干潟海域の復元に関する計画(以下「復元計画」という。)を定めるものとすること。
- 二 復元計画においては、干潟海域の復元に関する目標、干潟海域の復元を実施すべき区域、干潟海域の 復元を目的として実施される事業(以下「復元事業」という。)の実施に関する事項、復元事業を実施 する者の遵守すべき事項その他干潟海域の復元が適切かつ効果的に実施されるために必要な事項を定め るものとすること。
- 三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に干潟海域の復元を実施すべき区域があると認めるときは、 環境大臣に対し、当該区域を復元計画において干潟海域の復元を実施すべき区域として定めるべき旨の 申出をすることができること。

- 四 住民は、都道府県知事に対し、三の申出をするよう申し出ることができること。
- 五 環境大臣は、復元計画を定めようとするときは、あらかじめ、中央環境審議会並びに関係行政機関の 長及び関係都道府県知事の意見を聴くとともに、公聴会を開き、広く一般の意見を聴かなければならな いこと。

(第二十七条関係)

# 第十九 復元事業

- 一 復元計画において干潟海域の復元を実施すべき区域として定められた区域(以下「復元対象区域」という。)に係る復元事業は、自然再生事業として自然再生推進法に基づいて実施しなければならないこと。
- 二1 国は、復元計画に基づき、復元対象区域に係る復元事業を実施するものとすること。
  - 2 環境大臣以外の国の機関が復元対象区域に係る復元事業を実施しようとするときは、環境大臣に協議しなければならないこと。
- 三1 国以外の者は、復元対象区域に係る復元事業を実施しようとするときは、当該復元事業につき自然

再生推進法に基づいて作成する自然再生事業実施計画について、あらかじめ、復元計画に適合している旨の環境大臣の確認を受けなければならないこと。

2 国以外の者は、1の環境大臣の確認を受けるまでは、復元事業を実施してはならないこと。

(第二十八条から第三十条まで関係)

#### 第二十 協議会

地域住民、特定非営利活動法人、干潟海域の特性及び現状について学識経験を有する者その他の干潟海域の保全のための活動に参加しようとする者並びに関係地方公共団体及び関係行政機関は、干潟海域の保全について必要な協議を行うため、必要に応じ、干潟海域保全区域ごとに協議会を組織するものとすること。 (第三十一条関係)

## 第二十一 干潟海域における行為の届出

政令で定める面積以上の干潟海域として環境大臣が指定し、公示した区域(干潟海域保全区域を除く。)内において、第七の一から三までの行為をしようとする者は、政令で定める場合を除き、あらかじめ、行為の種類及び場所その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならないこと。

(第三十二条関係)

#### 第二十二 都道府県の行う干潟海域の保全

この法律の規定は、都道府県が、干潟海域保全区域以外の干潟海域の保全に関し、条例で必要な規制を 定めることを妨げるものではないこと。 (第三十五条関係)

# 第二十三 罰則

所要の罰則を定めること。

(第三十六条から第四十一条まで関係)

## 第二十四 その他

- 一 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。 (附則第一条関係)
- 二 その他所要の規定を整備すること。